

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(法)	北海道	社会保障充実の確実な 財源措置を含めた地方 一般財源総額の確保	<p>・地方交付税の財源保障機能・財源調整機能を十分に発揮するため、「経済・財政再生計画」を踏まえ、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。特に、社会保障の充実を図る場合にあつては、その他地方負担額を適切に地方財政計画に計上すること。</p> <p>・法定率の引上げ等により、臨時財政対策債の抑制を図ること。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成29年度は、「経済・財政再生計画」を踏まえ、社会保障の充実分の確保も含め、平成28年度を上回る62.1兆円を確保した。</p> <p>法定率の見直しについては、平成29年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていること等から、見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p>
2	(法)	北海道	留保財源率の見直しに よる財源保障機能の強 化	<p>社会保障関係経費など個別団体に対しても的確な財源保障を行うべき経費が増加していることから、留保財源率の見直しによる財源保障機能の強化について検討すること。税源移譲分等は100%算入されているが、三位一体改革から10年以上経過したことから、留保財源率について見直しを行い、一律の算入率（80%）を設定すること。</p>	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>留保財源率の見直しについては、財政力格差是正の観点から引き下げるべきとの意見、税収確保インセンティブ強化の観点から引き上げるべきとの意見など様々な意見があり、幅広い観点から慎重な検討が必要。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(法)	青森県	地方交付税総額の確保 及び地方交付税制度の 機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度の地方交付税については、「歳出特別枠」を実質的に維持するとともに、地方創生と人口減少の克服及び増加する社会保障関係経費などに係る財政需要を的確に反映するなど、地方団体の安定的な財政運営に必要な総額を確保すること。 財政力の低い団体ほど地方交付税への依存度が高いことから、地方団体間の格差が拡大しないよう、地方交付税総額を増額するなどし、地方交付税本来の役割である財源調整機能及び財源保障機能を適切に発揮・強化すること。 財源不足の補填を臨時財政対策債に依存することのないよう、必要な原資の確保を原則として、法定率の引上げ等の必要な対応を講じること。 	<p>一部採用する。</p> <p>平成29年度においては、一般財源総額について社会保障の充実分の確保も含め、平成28年度を上回る62.1兆円を確保し、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税について16.3兆円を確保した。</p> <p>また、歳出特別枠については、平時モードへの切替えを進める観点から、地方団体が公共施設等の適正管理や一億総活躍社会の実現に取り組むための歳出を確保した上で、同額を歳出特別枠から減額したものであり、実質的に前年度水準を確保した。</p> <p>法定率の見直しについては、平成29年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていること等から、見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p>
4	(法)	宮城県 山形県 福島県 栃木県 千葉県 山口県 福岡県 長崎県	地方交付税総額の確保 及び財源調整機能・財 源保障機能の堅持	<p>地方交付税は、地方固有の財源であるという性格に鑑み、臨時財政対策債発行による対応ではなく、法定率の抜本的な引上げを行うことで一般財源総額を増額し、財源調整機能・財源保障機能を堅持すること。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>平成29年度においては、一般財源総額について社会保障の充実分の確保も含め、平成28年度を上回る62.1兆円を確保し、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税について16.3兆円を確保した。</p> <p>法定率の見直しについては、平成29年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていること等から、見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(法)	茨城県	安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・安定的な財政運営に必要な地方交付税総額を確保すること。 ・地域経済の動向等を踏まえた歳出特別枠を維持すること。 ・臨時財政対策債によらない法定率の引上げ等の対応と臨時財政対策債償還財源の別枠確保をすること。 	<p>一部採用する。</p> <p>平成29年度においては、一般財源総額について社会保障の充実分の確保も含め、平成28年度を上回る62.1兆円を確保し、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税について16.3兆円を確保した。</p> <p>また、歳出特別枠については、平時モードへの切替えを進める観点から、地方団体が公共施設等の適正管理や一億総活躍社会の実現に取り組むための歳出を確保した上で、同額を歳出特別枠から減額したものであり、実質的に前年度水準を確保した。</p> <p>法定率の見直しについては、平成29年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていること等から、見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p> <p>臨時財政対策債の元利償還金については、毎年度の地方財政計画にその全額を計上することにより、所要の財源を確保している。</p>
6	(法)	富山県	交付税総額の確保と歳出特別枠の維持等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方財政計画に緊急度の高い地方財政需要を積み上げ、それに対応した交付税総額を確保すること。 ・また、いわゆるトップランナー方式の拡大に際しては、財源保障機能が損なわれないよう、地域の実情に配慮した合理的なものとする。 ・「まち・ひと・しごと創生事業」(1兆円)を拡充すること。 ・社会保障の充実など国制度の創設・改正等に伴う地方歳出の増加分は確実に地方財政計画に計上するとともに交付税措置すること。 ・歳出特別枠を見直すのであれば、経費を通常の歳出に計上し、歳出特別枠を実質的に堅持すること。 ・偏在是正財源に見合う歳出を地方財政計画に計上すること。 	<p>一部採用する。</p> <p>平成29年度においては、一般財源総額について社会保障の充実分の確保も含め、平成28年度を上回る62.1兆円を確保し、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税について16.3兆円を確保した。</p> <p>トップランナー方式の算定に当たっては、引き続き、地方団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映するとともに、本庁舎清掃等の9業務について、小規模な市町村において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定することとしている。</p> <p>また、平成29年度においては、業務の性格、業務改革の進捗、地方団体の意見等を踏まえ、青少年教育施設管理及び公立大学運営について、新たにトップランナー方式を導入し、図書館、博物館、公民館、児童館等管理及び窓口業務については、導入を見送ることとした。</p> <p>地方法人課税の偏在是正効果も財源としたまち・ひと・しごと創生事業費については、地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組むことができるよう、平成29年度においても、引き続き1兆円を確保した。</p> <p>歳出特別枠については、平時モードへの切替えを進める観点から、地方団体が公共施設等の適正管理や一億総活躍社会の実現に取り組むための歳出を確保した上で、同額を歳出特別枠から減額したものであり、実質的に前年度水準を確保した。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
7	(法)	石川県	地方交付税の総額の確保	地域経済の動向等を十分に踏まえ、地域経済の活性化や雇用・就業促進のため地方団体が地域の実情に沿った対応が可能となるよう歳出特別枠を維持するとともに、地方単独事業を含め、高齢化の進展等に伴い増嵩する地方の社会保障関係経費の財源や臨時財政対策債の償還財源などを地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。	一部採用する。 平成29年度においては、一般財源総額について、社会保障の充実分の経費や臨時財政対策債の償還財源も含め、平成28年度を上回る62.1兆円を確保した。 また、歳出特別枠については、平時モードへの切替えを進める観点から、地方団体が公共施設等の適正管理や一億総活躍社会の実現に取り組むための歳出を確保した上で、同額を歳出特別枠から減額したものであり、実質的に前年度水準を確保した。
8	(法)	長野県	地方交付税の復元・充実と地方一般財源総額の確保	地方が安定的に行政サービスを提供できるよう地方の財政需要を的確に積み上げ、地方交付税総額の復元・充実を図ること。 常態化している地方財政の財源不足に対しては、税体系を抜本的に見直すとともに、地方交付税法第6条の3に則り法定率を引き上げ、抜本的に解決すること。 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充や歳出特別枠を重点課題へ振り替える対応等を含め実質的に一般財源総額を確保すること。	一部採用する。 平成29年度においては、一般財源総額について社会保障の充実分の確保も含め、平成28年度を上回る62.1兆円を確保し、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税について16.3兆円を確保した。 法定率の見直しについては、平成29年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていること等から、見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 まち・ひと・しごと創生事業費については、地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組むことができるよう、平成29年度においても、引き続き1兆円を確保した。 歳出特別枠については、平時モードへの切替えを進める観点から、地方団体が公共施設等の適正管理や一億総活躍社会の実現に取り組むための歳出を確保した上で、同額を歳出特別枠から減額したものであり、実質的に前年度水準を確保した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
9	(法)	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県	地方交付税総額確保・ 機能充実等	地方団体の財政運営に必要となる地方交付税の総額確保を図るとともに、財源保障機能及び財政調整機能が適切に発揮されるよう対処すること。 また地方交付税が地方共有の固有財源であることを勘案し、国の一般会計を通さない「地方共有税」に移行するとともに、臨時財政対策債に依存することなく安定した財政運営を行えるよう、法定率の引上げ等により、恒久的な地方交付税の充実強化を図ること。	一部採用する。 平成29年度においては、一般財源総額について社会保障の充実分の確保も含め、平成28年度を上回る62.1兆円を確保し、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税について16.3兆円を確保した。 法定率の見直しについては、平成29年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていること等から、見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 地方の固有財源である地方交付税の性格の明確化の観点から、「地方共有税」についても引き続き地方公共団体から意見を伺ってまいりたい。
10	(法)	京都府	一般行政職員給与費の 適正な算入	一般行政職員の給与費については、交付税算入されている給料単価と地方財政計画上の給料単価に乖離が生じているため、適正に算入すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
11	(法)	鳥取県 島根県	地方交付税の総額確保	地方の財政需要に応じた地方交付税法定率の引上げや歳出特別枠の維持により、必要な地方交付税総額を確保すること。	一部採用する。 平成29年度においては、一般財源総額について社会保障の充実分の確保も含め、平成28年度を上回る62.1兆円を確保し、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税について16.3兆円を確保した。 また、歳出特別枠については、平時モードへの切替えを進める観点から、地方団体が公共施設等の適正管理や一億総活躍社会の実現に取り組むための歳出を確保した上で、同額を歳出特別枠から減額したものであり、実質的に前年度水準を確保した。 法定率の見直しについては、平成29年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていること等から、見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。
12	(法)	鳥取県 島根県 高知県 鹿児島県	留保財源率の見直し	地方税源の偏在による財政力格差の是正を図るため、基準税率の引き上げによる留保財源の縮小を行うこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 留保財源率の見直しについては、財政力格差是正の観点から引き下げるべきとの意見、税収確保インセンティブ強化の観点から引き上げるべきとの意見など様々な意見があり、幅広い観点から慎重な検討が必要。
13	(法)	愛媛県	地方財政の安定的運営に必要な地方交付税の総額確保	地方団体の財政状況を十分に把握し、住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供するとともに、地方の喫緊の課題に対応するために必要な地方交付税の総額を適切に確保すること。	採用する。 平成29年度においては、一般財源総額について社会保障の充実分の確保も含め、平成28年度を上回る62.1兆円を確保し、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税について16.3兆円を確保した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
14	(法)	鳥取県 島根県	スケールメリットが働かない地方部に配慮したトップランナー方式の導入	トップランナー方式の算定について、スケールメリットが働かない地方部に配慮すること。 平成29年度以降導入が検討される図書館などの教育機関については、一律に導入を進めることのないよう慎重な検討を行うこと。	採用する。 トップランナー方式の算定に当たっては、引き続き、地方団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映するとともに、本庁舎清掃等の9業務について、小規模な市町村において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定することとしている。 また、平成29年度においては、業務の性格、業務改革の進捗、地方団体の意見等を踏まえ、青少年教育施設管理及び公立大学運営について、新たにトップランナー方式を導入し、図書館、博物館、公民館、児童館等管理及び窓口業務については、導入を見送ることとした。
15	(法)	山口県 高知県 長崎県	トップランナー方式	トップランナー方式の導入に当たっては、条件不利地域においても安定的な財政運営に支障が生じることのないよう、地方の意見も取り入れながら慎重な制度設計をすること。	採用する。 トップランナー方式の算定に当たっては、引き続き、地方団体への影響等を考慮し、複数年かけて段階的に反映するとともに、本庁舎清掃等の9業務について、小規模な市町村において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
16	(法)	岐阜県 鳥取県 島根県 愛媛県 高知県 長崎県	歳出特別枠の維持	地域経済基盤強化・雇用等対策費の規模を維持すること。	一部採用する。 歳出特別枠については、平時モードへの切替えを進める観点から、地方団体が公共施設等の適正管理や一億総活躍社会の実現に取り組むための歳出を確保した上で、同額を歳出特別枠から減額したものであり、実質的に前年度水準を確保した。
17	(法)	東京都	まち・ひと・しごと創生事業費の非拡充	まち・ひと・しごと創生事業費を拡充しないこと。	一部採用する。 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方団体が自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成29年度においても1兆円を確保した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
18	(法)	岐阜県 鳥取県 愛媛県	まち・ひと・しごと創生事業費の拡充	まち・ひと・しごと創生事業費を拡充すること。	以下の理由により採用しない。 平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方団体が自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、平成29年度においても1兆円を確保した。 地方創生は実際に取組をはじめてからその成果が生じるまでは一定の期間が必要となるところであり、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」の安定的な確保に努めてまいりたい。
19	(法)	鳥取県	偏在是正	偏在是正により生じる財源については、「まち・ひと・しごと創生事業費」の財源として活用するのではなく、必要な歳出を地財計画に確実に計上し、地方の経済や財政の状況等にも考慮して、実効性のある偏在是正措置とすること。	以下の理由により採用しない。 意見の趣旨が必ずしも明らかではないが、地方法人課税の偏在是正効果も活用し、地方団体が自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」について、平成29年度においても1兆円を確保した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[警察費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
20	(法)	栃木県 群馬県 千葉県 神奈川県 富山県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 福岡県 長崎県	警察官給与の算入単価の引き上げ	<p>警察官の交付税上の単価と給与実態調査を基礎に算定されている地財計画単価に乖離が生じている。警察官定数は政令で定められていることから、本来、交付税の単価と地方財政計画の単価は同額で、地方財政計画の単価による人件費所要額の全額が基準財政需要額に算入されるべきである。よって、交付税単価を地方財政計画単価まで引き上げること。</p>	<p>以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。</p> <p>給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[道路橋りょう費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
21	(法)	石川県	地方自治体が管理する自動車専用道路に係る経費の適切な算定	道路橋りょう費の単位費用において、自動車専用道路に係る増嵩経費について適切に算定に反映すること。	以下の理由により採用しない。 道路橋りょう費における維持補修に係る基準財政需要額については、交通量に応じて適切に算定している。なお、都道府県管理の道路の総延長に占める無料化された自動車専用道路延長の割合は、1.3%程度であることから、自動車専用道路の維持補修に係る増嵩経費は、標準的な財政需要とは言えず、普通交付税において措置することは適切ではない。
22	(法)	岡山県	道路法第17条第2項により移譲された県道に係る公安委員会分の交付税措置	道路法第17条第2項による道路移譲後も引き続き都道府県が事務を行う公安委員会分について適切に措置すること。	以下の理由により採用しない。 市町村道(道路法第17条第2項等に基づき市町村が管理する道路を含む。)に設置する信号機や道路標示の補修費等を含めた、都道府県公安委員会が負担する経費に係る基準財政需要額については、都道府県分の単位費用において適切に措置している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[河川費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
23	(法)	大阪府	河川維持管理経費の単位費用への適切な算入	河川維持管理経費について、実態に即して単位費用への適切な算入を図ること。	採用する。 維持管理経費については、平成29年度の単位費用を引き上げ、一定の充実を図った。今後も決算の状況等実態を勘案し、設定を行っていく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[港湾費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
24	(法)	富山県	国有港湾施設における点検業務により増加する維持管理費の単位費用への計上	国有港湾施設における点検業務の実施により増加する維持管理費を単位費用へ計上すること。	一部採用する。 平成29年度の単位費用作成にあたり、実態調査を踏まえ、点検業務等に係る委託費について増額した。 ご指摘の経費についても、点検業務等に係る委託費に含まれており、今後も実態を踏まえ適切に設定していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[教育費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
25	(法)	栃木県 群馬県 千葉県 神奈川県 富山県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 徳島県 香川県 長崎県	教職員給料単価について地方財政計画上の単価への引き上げ(小学校費、中学校費、高等学校費、特別支援学校費)	教職員の交付税算定上の給料単価を、地方財政計画上の給料単価に引き上げ、基準財政需要額に適切に算入すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[中学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
26	(法)	群馬県 千葉県 石川県 京都府 奈良県 岡山県 徳島県 香川県 愛媛県	都道府県立中学校運営 費の普通交付税措置	都道府県立の中等教育学校(前期 課程)及び併設型中学校の運営等に 要する経費を普通交付税で措置する こと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 当該経費については特別交付税により市町村分の普通交付税の中学校費の算定方法に準じて算定している。 特別交付税による措置額が僅少であることから現時点で普通交付税において測定単位を新たに設けるものまで には至らないものとするが各都道府県における中等教育学校(前期課程)及び併設型中学校の設置状況や特別 交付税による措置額等を踏まえ引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[高等学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
27	(法)	沖縄県	高等学校の空調施設に係る維持管理費の交付税措置	高等学校の普通教室への空調施設に係る維持管理費の交付税措置を講じること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 学校施設における空調施設については、各都道府県における設置状況や維持管理費の負担状況等について、引き続き文科省等からの情報収集に努め、交付税措置の必要性について十分精査していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[特別支援学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
28	(法)	愛知県	特別支援学校のスクールバス運営経費の単位費用措置の拡充	特別支援学校への送迎等を行うスクールバスの運営経費について、単位費用措置を拡充すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 スクールバスについては、バス購入費や燃料費、修繕費等を積算することにより、運営にかかる標準的な費用を適切に単位費用措置している。 今後も引き続き、実態を勘案し、単位費用の設定を行っていく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[その他の教育費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
29	(法)	奈良県	密度補正(人口密度の 大小による教育事務所 数の過増を勘案)の廃 止	教育事務所数と人口密度の間に 相関関係が見受けられず、さら に、他の事務所との整合性、教育 事務所数自体が合理化により減少 している現状を踏まえ、算定の簡 素化の観点からも、密度補正を廃 止すること。	以下の理由により採用しない。 教育事務所に要する経費と人口密度の間には一定の相関関係があるため、引き続き密度補正を適用する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[厚生労働費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
30	(法)	茨城県	消費増税に係る社会保障関係費(地方単独事業分)の適切な算入	消費増税に伴う社会保障・税の一体改革の趣旨に沿って、所要の社会保障関係費(乳幼児医療助成事業等の地方単独事業分)を適切に算入すること。	一部採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成29年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても基準財政需要額に算入している。 医療費助成事業については、法令上の義務規定ではなく、地方団体が自らの判断で実施しているものであること等から、単位費用への算入は行っていない。
31	(法)	神奈川県	社会保障の充実に係る経費の適正な算定	消費税率引上げに伴う社会保障の充実に係る経費については、各地方団体の財政需要を基準財政需要額に全額算入するとともに、適切な補正係数を設定することで適正に算定すること。	一部採用する。 平成29年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分については、基準財政需要額に全額算入している。 これらの充実分等の経費については、新たな補正係数を設けなくとも、各費目における既存の各種補正等を行うことで必要な財政需要を算定することが可能であると考えている。
32	(法)	京都府	消費税・地方消費税引き上げ分の適切な基準財政需要額への算入	消費税・地方消費税率引上げに伴い、増収分を充てるとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担は、社会保障4分野に則った範囲の地方単独事業については、その全額を基準財政需要額へ算入すること。	一部採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、平成29年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分及び消費税の引上げに伴う支出の増分についても基準財政需要額に全額算入している。 なお、社会保障4分野及び社会保障4分野に則った地方単独事業に係る経費については、国の制度等との整合性、地方財政計画の状況等を踏まえ、基準財政需要額に適切に算入している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[厚生労働費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
33	(法)	京都府	社会保障制度への適切な地方財政措置	後期高齢者医療制度や国民健康保険医療制度、特定疾患治療研究事業費については、交付税算入額と地方における決算額に乖離が生じているため、地方負担が解消されるよう需要額を適切に算定すること。	採用する。 社会保障関係経費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を算入しているところであり、今後も引き続き、適切に単位費用に算入する等の措置を講ずる。 なお、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、各団体における実績額を採用することは適当ではない。
34	(法)	大阪府	社会保障制度への適切な地方財政措置	後期高齢者医療制度、障がい者自立支援制度、国民健康保険制度、児童手当等制度については、本来、国において負担される制度改正がなされるべきであることから、地方負担との乖離を解消すること。	採用する。 社会保障関係経費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を算入しているところであり、今後も引き続き、適切に単位費用に算入した上で、必要に応じて補正を講じていく。 なお、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、各団体における実績額を採用することは適当ではない。
35	(法)	大分県	消費税率引き上げ再延期に伴う地方一般財源総額の確保	消費税率引き上げの再延期により、今後の社会保障の充実の動向は不透明な状況にあるが、仮に平成29年度において社会保障の充実を実施するのであれば、その財政需要を地方財政計画に的確に反映し、必要な地方一般財源総額を確保すること。	採用する。 社会保障の充実に係る財政需要については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、平成29年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分についても基準財政需要額に全額算入している。 国の予算措置等の状況を踏まえ、今後も引き続き、適切に単位費用に算入する等の措置を講ずる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[生活保護費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
36	(法)	埼玉県	生活保護関係の現業員 の適正な配置	標準団体の生活保護関係の現業員 数を適切なものとし、基準財政需要 額に算定されるよう見直すこと。	一部採用する。 標準団体における生活保護関係の現業員数については、被生活保護者人員の状況等実態を勘案し、標準的な 現業員数を単位費用に算入している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
37	(法)	岩手県 栃木県 千葉県 神奈川県 福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 福岡県 鹿児島県	地方単独の医療費助成に要する経費の基準財政需要額への算入	地方単独の医療費助成である乳幼児医療費補助、母子家庭等医療費補助、障害者医療費補助について、その所要額を基準財政需要額に算入すること。	以下の理由により採用しない。 障害者医療費助成、乳幼児医療費対策事業及びひとり親家庭乳幼児医療費助成事業等、地方が単独で行う医療費助成事業に係る補助については、法令上の義務規定ではなく、地方団体が自らの判断で実施しているものであること等から、単位費用への算入は行っていない。
38	(法)	神奈川県	子ども・子育て支援新制度に係る基準財政需要額の適切な算定	子ども・子育て支援新制度による都道府県分の基準財政需要額の算定について、適切に行うこと。	採用する。 「子ども子育て支援新制度」に係る地方負担分については、その他の教育費及び社会福祉費の単位費用に適切に算入した上で、当該制度の内容を踏まえた適切な算定を行っている。
39	(法)	香川県	子ども・子育て支援新制度における大都市特例廃止による道府県の需要増の精確な把握	子ども・子育て支援新制度施行に伴う大都市特例廃止の廃止により、指定都市・中核市が存在する都道府県において、新たに発生した財政負担額と交付税措置額に大きな乖離があるため、単価費用又は補正係数を引き上げること。	採用する。 「子ども子育て支援新制度」に係る地方負担分については、その他の教育費及び社会福祉費の単位費用に適切に算入した上で、当該制度の内容を踏まえた適切な算定を行っている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[衛生費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
40	(法)	岩手県 茨城県 千葉県 滋賀県 大阪府	県立病院会計に対する繰出金等に係る単位費用及び補正係数の見直し	県立病院会計に対する繰出金等に 係る算定額が繰出基準と乖離している ことから、単位費用及び補正係数 を見直すこと。	一部採用する。 公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、その一部について地方交付税措置を講ずることとしている。平成29年度においても、平成28年度に引き続き地方財政計画の歳出に病院事業に対する繰出金を同程度計上し、普通交付税による措置を継続した。
41	(法)	三重県	抗インフルエンザウイルス薬備蓄における都道府県財政負担に対する適切な措置	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 に対する地方財政措置について、 国から示されている都道府県備蓄目 標数に基づき適切な算定単価まで引 き上げること。	採用する。 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄に要する経費については、新型インフルエンザ等対策ガイドラインにおいて示されている備蓄目標量に基づき、所要の経費を普通交付税措置しているところである。 平成29年度においても、更新を迎える薬剤の更新に係る経費が発生することから、所要の経費を普通交付税措置するとともに、措置内容を充実し、備蓄目標量の達成に要する標準的な経費について、その全額を措置することとする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
42	(法)	北海道	後期高齢者医療制度の 保険基盤安定事業に係 る算定	後期高齢者医療制度の保険料軽減 制度に係る基準財政需要額の算入額 の算定について、各都道府県の軽減 実績額の多寡により調整されるよ う、軽減被保険者一人当たりの軽減 額を反映させる補正係数の新設をす ること。	一部採用する。 後期高齢者医療制度の保険料軽減制度に係る地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入し ている。 しかしながら、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、各団体における軽減実績 額を採用することは適当ではない。
43	(法)	千葉県	介護給付費負担金に係 る単位費用の見直し	介護給付費負担金に係る交付税措 置額が決算額と大きく乖離している ことから、単位費用を見直すこと。	一部採用する。 介護給付費負担金に係る地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入している。 しかしながら、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、実績単価を採用するこ とは適当ではない。
44	(法)	福井県	地域医療介護総合確保 基金積立に伴う地方負 担額の適切な財政措置	地域における医療及び介護の総合 的な確保の促進に関する法律第6条 の規定に基づき、基金を積み立てる 団体の需要について、財政措置が的 確になされるよう算出方法を改める こと。	以下の理由により採用しない。 地域医療介護総合基金の設置に係る経費については、標準的な経費を適切に単位費用措置したところであ る。 内示額の基礎となる基金事業計画の内容については、法令上の義務ではなく、各団体の裁量により作成され るものであるため、個別の団体の事業量に応じた精算措置を行うことは適切ではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[林野行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
45	(法)	北海道	森林吸収源対策等の推進に係る単位費用の拡充	森林吸収源対策等の推進に係る単位費用について、森林整備やCLTの活用促進等に係る都道府県の果たす役割に鑑み、単位費用を拡充すること。	採用する。 森林吸収源対策等の推進については、林野行政費において、林地台帳の整備に要する経費を充実することとした。
46	(法)	兵庫県	有害鳥獣対策に要する経費の適切な算入	有害鳥獣対策に要する経費について、交付税措置額と決算額との間に乖離があることから当該経費を適切に単位費用に算入すること。	採用する。 林野行政費における有害鳥獣対策に要する経費については、その実情を踏まえ単位費用を措置しているところ。今後も各団体の決算の状況等を勘案し設定を行っていく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[商工行政費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
47	(法)	広島県	小規模事業経営支援事業費補助金に対する確実な交付税措置	事業費と乖離のある小規模事業経営支援事業費補助金について、確実な交付税措置を行うこと。	採用する。 小規模事業経営支援事業費補助金に係る単位費用については、実態を踏まえ拡充することとした。今後も実態調査の状況等を踏まえ、適切に設定していく。
48	(法)	宮崎県	企業立地対策に係る単位費用の見直し	単位費用の積算内容を貸付金から補助金を中心としたものへと見直し、より実態に即した需要額の算定を行うこと。	以下の理由により採用しない。 企業立地対策については、各団体が地域の実情に応じて自主的に対応しており、個別の団体の事業量は大きく異なるため、単位費用には基礎的な立地促進対策に係る経費を算入している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[公債費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
49	(法)	奈良県	退職手当償還費に係る交付税措置及び職員削減率に応じた補正係数の新設	退職手当に係る元利償還金について、「退職手当償還費」及び職員削減率に応じた補正係数を新設し、基準財政需要額に算入すること。	以下の理由により採用しない。 退職手当の償還財源は、将来の人件費の削減により賅うこととしていることから、退職手当に係る元利償還金の基準財政需要額への算入は行わないこととしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
50	(法)	北海道	防災対策や市町村連絡調整費など面積に相関度が高い経常経費の単位費用の移行	現行では包括算定経費(人口)で算定されている、防災対策や市町村連絡調整費など面積に相関度が高いと思われる経常経費を包括算定経費(面積)に移行すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 人口と面積における相関関係を考慮しながら、引き続き包括算定経費に係る経費の内容を検討していく。
51	(法)	岩手県	面積に相関度が高い包括算定経費(人口)の単位費用の移行	包括算定経費(人口)で措置されている経費のうち、面積に相関度が高いと思われる総合事務所費について包括算定経費(面積)へ移行するとともに、職員費の一部についても包括算定経費(面積)へ移行すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 人口と面積における相関関係を考慮しながら、引き続き包括算定経費に係る経費の内容を検討していく。
52	(法)	群馬県	包括算定経費(人口)の適切な算定及び予見可能性の確保	包括算定経費(人口)について、H26年度からH28年度にかけて、対前年度の増減が大きくなっているため、地方負担の実態をふまえて、単位費用を適切に算定するとともに、予見可能性を確保すること。	一部採用する。 包括算定経費は国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野の経費を算定しており、基準財政需要額において社会保障関係費など義務付け度の高い経費が増加する中で、包括算定経費の算入額が減少している。 地方団体の予見可能性の確保にあたっては、翌年度の地方財政対策の内容や地方交付税の改正内容等について、可能な限り速やかに地方団体への説明を行っていく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[包括算定経費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
53	(法)	神奈川県	包括算定経費の適正な算定	近年、包括算定経費の単位費用が毎年減額されているが、積算根拠について、減額の詳細を明らかにするとともに、補正係数の設定にあたっては、人口の多い団体への過度な割落しを行わず、適正に算定すること。	以下の理由により採用しない。 包括算定経費は国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野の経費を算定しており、基準財政需要額において社会保障関係費など義務付け度の高い経費が増加する中で、包括算定経費の算入額が減少している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
54	(法)	神奈川県 長野県 岐阜県 高知県	臨時財政対策債への振替制度の抜本的見直し等	平成29年度の地方財政対策においては、臨時財政対策債に代わる抜本的な地方税財政制度の改正を実施すること。 なお、地方への自主財源の充実が図られるまでの間において、地方の財源不足に対しては、地方交付税への繰入率の引上げなどを行い、地方交付税の総額を確保すること。	一部採用する。 法定率の見直しについては、平成29年度の概算要求においても事項要求を行ったが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていること等から、見直しは容易なものではない状況である。 平成29年度においては、一般財源総額について社会保障の充実分の確保も含め、平成28年度を上回る62.1兆円を確保し、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税について16.3兆円を確保しつつ、あわせて臨時財政対策債の増を可能な限り抑制した。(平成29年度4.1兆円、対前年度+0.3兆円) 今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。
55	(法)	静岡県	地方財源不足の解消に係る抜本的な見直し	地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率等の引き上げを含めた抜本的な見直しによって対応し、臨時財政対策債を廃止すること。	一部採用する。 法定率の見直しについては、平成29年度の概算要求においても事項要求を行ったが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていること等から、見直しは容易なものではない状況である。 平成29年度においては、一般財源総額について社会保障の充実分の確保も含め、平成28年度を上回る62.1兆円を確保し、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税について16.3兆円を確保しつつ、あわせて臨時財政対策債の増を可能な限り抑制した。(平成29年度4.1兆円、対前年度+0.3兆円) 今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
56	(法)	鳥取県 島根県	臨時財政対策債償還費の別枠確保	臨時財政対策債償還費が増嵩していることを踏まえ、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、償還財源を別枠で措置すること。 その上で、必要な地方交付税の総額を確保すること。	一部採用する。 臨時財政対策債償還費相当額以外の経費についても、各地方団体の財政需要を的確に捕捉し、財政運営に支障が生じないよう対処することとしている。したがって、臨時財政対策債償還費相当額が増嵩することによって、他の基準財政需要額を圧縮することはない。 平成29年度においては、一般財源総額について社会保障の充実分の確保も含め、平成28年度を上回る62.1兆円を確保し、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税について16.3兆円を確保した。
57	(法)	広島県	地方交付税の法定率の引き上げ及び臨時財政対策債償還費等の別枠確保	法定率の引き上げによる地方交付税総額の確保をすること。 臨時財政対策債等の地方債の元利償還金について、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に財源の確保を行うこと。	一部採用する。 法定率の見直しについては、平成29年度の概算要求においても事項要求を行ったが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていること等から、更なる見直しは容易なものではない状況である。 平成29年度においては、一般財源総額について社会保障の充実分の確保も含め、平成28年度を上回る62.1兆円を確保し、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用など地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税について16.3兆円を確保した。 今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。 臨時財政対策債償還費相当額以外の経費についても、各地方公共団体の財政需要を的確に捕捉し、財政運営に支障が生じないよう対処することとしている。したがって、臨時財政対策債償還費相当額が増嵩することによって、他の基準財政需要額を圧縮することはない。
58	(法)	愛媛県	臨時財政対策債への振替制度の抜本的見直し	臨時財政対策債への振替制度を抜本的に見直すとともに、既往の臨時財政対策債の元利償還金は、その全額を地方特例交付金など地方交付税や臨時財政対策債と別に「真水」で措置すること。	一部採用する。 法定率の見直しについては、平成29年度の概算要求においても事項要求を行ったが、国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていること等から、見直しは容易なものではない状況である。 なお、臨時財政対策債は、国と地方が折半して補填することとされている地方一般財源の不足のうち、地方負担分に対処するために発行されるものであり、その元利償還金の財源は地方の財源である地方税及び地方交付税という前提の下で、元利償還金の全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしているもの。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[特例加算]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
59	(法)	東京都	東日本大震災に係る特例加算額の都に対する適用の除外	都は震災復興特別交付税の対象ではないことから、都については東日本大震災に係る基準財政収入額の特例加算の適用を除外すること。	以下の理由により採用しない。 東日本大震災に係る地方税法の改正等に伴う非課税措置による減収分については、震災復興特別交付税により措置されることから、当該減収見込額の75%を基準財政収入額に特例加算している。 なお、東京都については、非課税措置による減収は生じるものの、都区合算後の財源超過額が多額であることに鑑み、震災復興特別交付税の交付対象となっていないものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[所得割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
60	(法)	茨城県 千葉県 神奈川県 石川県 静岡県 京都府 兵庫県 和歌山県 香川県 愛媛県	道府県民税所得割における精算制度及び減収補填債制度の導入	道府県民税所得割について、分離所得分以外についても精算制度及び減収補填債制度を導入すること。	以下の理由により採用しない。 精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていないところである。 しかしながら、意見の趣旨を踏まえ、平成28年度算定においては、各団体の算定前年度の納税義務者数に20歳以上人口伸び率を乗じることにより各団体における人口動態を算定に反映できるよう見直しを行った。
61	(法)	愛知県	寄付金税額控除における推計基準税額の抜本的な見直し又は精算制度の創設	寄附金税額控除について、地財計画額における当年度寄附金税額控除額と実際の控除額の乖離を小さくするための見直しを図ること。	一部採用する。 平成28年度算定においては、各団体における前年度の寄付金税額控除額の実績額を反映する見直しを行った。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[所得割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
62	(法)	兵庫県	ふるさと納税ワンストップ特例制度により減収となる所得税相当分の補填措置	ワンストップ特例制度を利用した分の個人住民税については、100%補填されるようにすること。	以下の理由により採用しない。 ワンストップ特例制度による個人住民税所得割の寄附金税額控除については、控除対象や控除限度額等について地方税法に定めのある一連の所得控除・税額控除の一つであることから、通常の算定における75%以上に減収額を算定に反映させることは適切ではない。
63	(法)	岡山県	県費負担教職員の指定都市移譲に関する財政措置	県費負担教職員の見直しに係る地方財政措置については、指定都市所在道府県と指定都市の合意を踏まえ、齟齬が生じないよう適切に講じること。	採用する。 県費負担教職員の給与負担事務の道府県から指定都市への移譲に伴う個人住民税所得割の2%の税源移譲分については、基準財政収入額に全額算入することとした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[不動産取得税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
64	(法)	兵庫県	不動産取得税における 精算制度及び減収補填 債制度の導入	不動産取得税について、精算制度 及び減収補填制度を導入すること。	以下の理由により採用しない。 精算制度及び減収補填債の発行については、年度間の税収の変動が財政運営に与える影響に鑑み、例外的に 設けているものである。 近年、不動産取得税の税収は比較的安定していることから、精算は行わない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地方消費税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
65	(法)	石川県 福井県 兵庫県 奈良県 広島県 高知県 大分県	地方消費税における精算制度の導入	地方消費税について、精算制度を導入すること。	以下の理由により採用しない。 基準税額と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱いとしているが、法人関係税等については、景気の変動等の影響を受け、著しい乖離が生じること等があるため、当分の間、特例的な措置として精算することができるものとされている。 地方消費税については、年度間で比較的安定して推移する指標を基礎として基準税額を算定していることから、精算制度を導入することは適当ではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[法人関係税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
66	(法)	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県	「企業版ふるさと納税」制度により減収となる法人住民税・法人事業税相当分の補填措置	平成28年度から創設された「企業版ふるさと納税」制度の適用に伴い減収となる法人住民税及び法人事業税の減収相当額について、基準財政収入額から100%控除すること。 (具体的には、精算時における前年度実績の算出にあたり、前年度の企業版ふるさと納税による税額控除額の25%を基準財政収入額から控除することにより、企業版ふるさと納税による減収相当額を100%控除することを想定)	以下の理由により採用しない。 法人関係税の基準財政収入額は、標準的な税収入の75%を算入するものであり、企業版ふるさと納税は、地方税法等の関係法令に規定する税負担軽減措置の一つであることから、その適用に伴い生じる減収額について、75%を超えて基準財政収入額の算定に反映させる理由がない。 なお、法人関係税の場合、算定の特例として、算定額（推計基準税額）と課税実績との間の乖離については精算又は減収補填債により是正されるものであることから、企業版ふるさと納税の適用に伴い生じる減収額の75%についても、最終的には実績に応じて算定されることとなる。